

# 日本のラムサール条約登録湿地における環境教育 プログラムと活動の現況

— 水鳥関連センターと CEPA 基準を念頭に置いて —

学校教育専攻環境教育専修 9719

ブラッフォード マーク チャールズ

ラムサール条約のねらいは「地域・国の活動と国際協力を通してすべての湿地の保全とワイズ・ユース（賢明な利用）を促進すること」であり、CEPA 基準（対話、教育、参加、普及啓発）に沿ったプログラムの将来ビジョンは「人々が湿地のワイズ・ユースに向けた行動をとれるようになること」である。日本には現在、37 カ所のラムサール条約登録湿地があり、それらは湿地の生態系・生物多様性に関する環境教育実践において適切なフィールドである。

本研究では、本州にある登録湿地のうちの 13 カ所（20 センター）を実地訪問し、水鳥関連センターのスタッフや地域のボランティア等へのインタビューなどを通じて、登録湿地における環境教育プログラムと活動の現況を整理分類した。また、近年の CEPA 会議で提言されているデモンストラーション・サイトの観点から、今後の参考となり得る事例について検討した。

実地訪問等の結果、13 カ所の環境教育プログラムと活動は7つのカテゴリーに整理分類できた。7つのカテゴリーとは、①在来水性生物種に焦点を当てているところ、②動物の救護・リハビリを支援しているところ、③野鳥観察を基本としているところ、④青少年向けプログラムを中心としているところ、⑤ラムサール条約の普及を積極的に推進しているところ、⑥湿地回復プロジェクトに取り組んでいるところ、⑦鳥類の生息に資する農法を取り入れているところ、である。デモンストラーション・サイトの参考事例としては、登録湿

地周辺の水鳥のエサ場（田んぼ）の保全に取り組んでいることや都市化の状況、地域の人たちの関わりなどの点から、今回訪問した中では「片野鴨池」「佐潟」「蕪栗沼・周辺水田」の3カ所を挙げることができる。特に「蕪栗沼・周辺水田」は、水鳥関連センターがないけれども環境教育や CEPA によく取り組んでいる事例である。